



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

相続時までの資産の値上がり益

—— 相続税と所得税の二重課税には当たらないと判断 ——

今回ご紹介する判決は、相続により取得した土地を譲渡した場合、相続時までの値上がり益が、相続税と所得税の二重課税になるか否かを争った事例です。審判所は、長崎年金訴訟との関係についても言及しています（平成 23 年 12 月 2 日非公開判決・棄却・TAINS コード F0-1-415）。

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

請求人が相続により取得した土地は、被相続人が 1964 万円余で購入したものであり、相続税評価額は 3198 万円余でした。請求人は、この土地を 3000 万円で譲渡しました。本件は、請求人が、被相続人の保有期間中の値上がり益相当額 1234 万円余は、相続税の課税対象となっており、二重課税になるから所得税は非課税であるとして、更正の請求をしたところ、原処分庁が、所得税法 9 条 1 項 15 号の適用を否定して更正処分をした事案です。

<国税不服審判所の判断>

- 1 所得税法 60 条 1 項は、いわゆる取得価額引継方式を採用しているところ、同条により、相続後に、相続人が当該資産を譲渡した場合には、当該資産の譲渡による収入金額から被相続人の取得費を控除したいわゆる値上がり益について譲渡所得税が課されることとなる。この値上がり益には、被相続人の保有期間中の値上がり益部分も含まれていることからすれば、所得税法 60 条 1 項は、当該値上がり益部分についてもまた、所得税を課すことを容認しているものと認めるのが相当である。
- 2 シャープ勧告を受けた昭和 25 年度税制改正においては、相続税課税とは別に、みなし譲渡課税を行うこととされていたが、相続の時点では資産の値上がり益が具体的に顕在化していないため、納税者の納得を得ることは困難であるとの配慮から、昭和 27 年度税制改正において、相続時における値上がり益の課税を留保し、その後相続人が資産を譲渡することによってその値上がり益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税するという現行の取得価額引継方式を採用したものである。
- 3 このような立法の経緯にかんがみても、所得税法は、相続により取得した資産の譲渡に関し、相続時までの値上がり益について、相続税及び所得税の双方の課税ベースに含まれることを前提に、その課税方法につき取得価額引継方式を採用することにより納税者に一定の配慮をしたものというべきであり、所得税法は、当該資産の譲渡による収入金額から被相続人の取得費を控除した値上がり益について、所得税を課すことを容認していると解するのが相当である。
- 4 請求人は、最高裁平成 22 年 7 月 6 日判決の趣旨からも、本件は二重課税に該当する旨主張する。しかしながら、上記判決は、年金受給権に係る年金の各支給額については、被相続人死亡時の現在価値に相当する金額として、相続税法 24 条 1 項 1 号所定の年金受給権の評価額に含まれる部分に限り、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものとして、所得税法 9 条 1 項 15 号の規定により所得税の課税の対象とならない旨判示したものであるが、本件は、顕在化した資産の値上がり益についての譲渡所得課税の適否が争われているものであり、所得税法は、相続により取得した資産の譲渡による収入金額から被相続人の取得費を控除した値上がり益について所得税を課すことを容認していると解すべきであるから、当該値上がり益に対する譲渡所得課税が同判決に反するものとはいえない。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 茜子）

◇以上の判決例について詳細（全文・A4判7頁）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込み）で頒布しますので下記までご一報ください。

JUSTAX 第 222 号(平成 24 年 1 月 10 日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628